

海外ティーチャーを日本に招聘する際のガイドライン

2017年6月4日 第12回通常総会にて制定

1. アイアンガーヨガを学ぶ目的で海外ティーチャーを日本に招聘する協会員または協会員が代表をつとめる団体は、具体的な日程や場所が確定したら、協会に申し出ること。
2. 協会は申し出を受けたのち直ちに協会員に発表する。これにより全ての協会員はそのWSに参加する機会を平等に与えられる。
3. 協会員または協会員が代表をつとめる団体が招聘し主催する場合の呼称は「Workshop」とする。
4. 協会が招聘し主催する場合の呼称は「Convention」とし、アセスメントやティーチャートレーニングに関わる研修会は「協会 Workshop」とする。
5. 4についてはインド本部（ギータジ）へその旨を報告し、必要であれば許可を取り、年次報告も行う。

付随事項：

- 国内シニアティーチャー・上級指導員が行うWSについても、このガイドラインが適用される（インド本部への報告は不要）。
- 上記ガイドラインの根拠：2012年4月27日付 グルジからの手紙によるご指示